# 日本外務省による大谷家文書調査10

# An Investigation of the Otani Family's Documents by the Ministry of Foreign Affairs of Japan

名古屋大学大学院文学研究科 Graduate School of Letters, Nagoya University

> 池 内 敏 IKEUCHI, Satoshi

#### **Abstract**

The Ministry of Foreign Affairs of Japan believes that Takeshima is a part of Japanese territory. This belief has been derived from a series of works by Kawakami Kenzo, which came to fruition in "A Historical and Geographical Study of Takeshima (1966)." Kenzo's argument concerning the Edo period was founded on an investigation of the historical archives of the Otani family's documents by the Ministry of Foreign Affairs of Japan (Kenzo actually conducted the investigation). This paper comprehensively examines the reflection of the aforementioned investigation in "A Historical and Geographical Study of Takeshima" and discusses the structure of the current views of the Ministry of Foreign Affairs of Japan.

## Keywords

Takeshima(竹島),Kawakami Kenzo(川上健三), the Genroku era ban on crossing the sea to Takeshima(元禄竹島渡海禁令), Otani family documents(大谷家文書)

#### はじめに

1951年9月8日に調印されたサンフランシスコ 平和条約は翌年4月28日に発効し、わが国は独立 を回復した。この調印と発効の間にあたる1952年 1月18日、李承晩韓国大統領はいわゆる李承晩ラ インを設定し、その内側に竹島を取り込んだ。こ れに対して日本政府はただちに抗議を行い、1953 年7月13日には「竹島に関する日本政府の見解」 を明らかにし、竹島領有をめぐる日韓間の四回に わたる見解往復が始まった。

このときの日本政府見解を基礎づけたのが、当時外務省条約局第一課事務官であった川上健三の仕事である。上記1953年7月付の日本政府見解は実際には具体的な論証が何もなされないものであったが、同年8月付で刊行された外務省条約局『竹島の領有』には7月付の日本政府見解を基礎づけた史実が具体的にもりこまれた。この80頁余の小冊子は、実際の執筆者が川上健三であることが明記された。のち内容を大幅に増補して刊行されたのが川上健三『竹島の歴史地理学的研究』(1966年、古今書院)であり、これは300ページに及ぶ大作である。

竹島の領有に関わる日本政府見解は、そのご現在に至るまで、この『竹島の歴史地理学的研究』に全面的に負っていることは、別途論じたことがある(拙稿 [2014]、拙著 [2016])。その折にも触れたが、『竹島の領有』から『竹島の歴史地理学的研究』に至るあいだに、とりわけ江戸時代にかかわる記述は飛躍的に詳細なものとなった。その飛躍をもたらしたのが外務省による大谷家文書の調査(実際には川上健三を中心とする調査)だろうことも、前掲の拙稿・拙著で触れた。

その調査は、1955年に大谷家で実施され、引き続く1955年1月から半年ほどのあいだ東京の外務省へ大谷家の古文書を借り出して継続調査が行われている<sup>2)</sup>。本稿は、このときの大谷家文書の調査が『竹島の歴史地理学的研究』にどのように反映されたかについて検討を試みるものである。その際、竹島領有権に関わる日本政府見解とのかかわりで、「調査が…どのように反映されたか」を検討したく考える。

ところで現在、竹島領有の正当性を主張するわが国官邸および外務省は、二つの論理的な柱を立てている。そのひとつは「わが国は遅くとも17世

紀半ばには竹島の領有権を確立した」であり、いまひとつは「1905年1月より前に韓国が竹島を領有していたことが有効に証明されないかぎり、竹島は『わが国固有の領土』である」というものである。後者の主張は、卑見によればきわめて近年になってから主張され始めた見解であり(拙稿[2015])、川上健三『竹島の歴史地理学的研究』の時代にはそうした主張は存在しなかった。したがって、本稿では二本柱のうち前者―「わが国は遅くとも17世紀半ばには竹島の領有権を確立した」と大谷家文書調査がどのように関連するかを見極めたく考える。

# 1. 外務省による大谷家文書の借用

## (1) 竹島問題と大谷家文書

大谷(大屋)家は和田姓の末流と称し、大谷の名乗りは戦国期にまで遡る<sup>3)</sup>。近世初頭には鳥取藩領米子を拠点として海運業に活躍した家である。注3に引用した『大谷家由緒実記』によれば大谷九右衛門尉勝宗をもって初代と数えるが、勝宗の父にあたる大谷玄蕃実貞の甥甚吉が越後からの帰途、磯竹島(ないしは竹島。現在の鬱陵島)に漂着し、それが豊富な資源に恵まれた無人島であることを知り、旗本阿部四郎五郎に願い出て、やがて元和4年(1618)<sup>4)</sup> に竹島渡海を許す奉書(いわゆる竹島渡海免許)を得るに至ったという。その後、やはり米子にあった村川家とともに鳥取藩からの支援を受けながら連年の竹島(鬱陵島)渡海事業を継続したのである。

船は二艘ないしは三艘だてに数十人が乗り込み、まず米子から隠岐へ渡り、そこから松島(現在の竹島)を船路の目印ないしは途中の繋留地としつつ竹島(鬱陵島)へ到達した。竹島(鬱陵島)へは数か月滞在しながら主として蚫・海驢猟を行った。竹島(鬱陵島)渡海にかかわる老中連署奉書は存在しない。また松島(竹島)の史料上の初見は1650年代初頭のことである。そうしたなか、日本政府は、「竹島渡海免許」を得て米子から竹島(鬱陵島)へ渡海の途次に松島(竹島)が活用された史実をもとにして、「わが国は遅くとも17世紀半ばには竹島の領有権を確立した」と主張する。

一方、元禄5年(1692)、竹島(鬱陵島)で朝

鮮人漁民と初めて競合してからは収穫を挙げられ なくなり、翌年、竹島(鬱陵島)にいた朝鮮人2 人を鳥取藩領へ連れ帰り、その2人を朝鮮に送還 するのを契機にして竹島(鬱陵島)をめぐる日朝 外交交渉が始められた。交渉は紆余曲折をたどっ たが、元禄9年(1696) 1月28日に日本人の竹島 (鬱陵島) 渡海を禁止する幕府命令が下り(元禄 竹島渡海禁令)、結論がだされた。その後、村川 家は竹島渡海復活嘆願を行いながらも認められ ず、また大谷家は竹島渡海に代わる事業の保障を 求めたが認められなかった。しかしながら、川上 の見解では、元禄竹島渡海禁令の文面には竹島 (鬱陵島) 渡海を禁止するとのみ記されていて松 島(竹島)渡海禁止は明示されていない(注2『大 谷家由緒実記』にも元禄竹島渡海禁令が筆録され ている) 以上、元禄竹島渡海禁令ののちも松島(竹 島)への渡海は継続された可能性があるとみてい る。それを踏まえて日本外務省のパンフレット 『竹島 10のポイント』は、そのポイント4にお いて「日本は17世紀末、鬱陵島への渡海を禁止す る一方、竹島への渡海は禁止しませんでした。」 と主張する。

現在、大谷家文書はおおよそ三か所に分散して 所在する。ひとつは大谷家にある原文書群であり、 これが最も数量的には多い。二つめが米子市立山 陰歴史館にある原文書とコピー本である。原文書 は、大谷家から部分的に移管されたものだが数量 的には多くない。またコピー本は、大正期に米子 町誌編纂に際して大谷家文書の調査が行われた際 に作成された謄写本を電子複写したものである。 その内容は、大谷家にある原文書から抜粋したも のと思われ、数量的には大谷家に所在する原本の 数には及ばない。なお、米子市立図書館にも同じ 複写本が配架されている。三つめが東京大学史料 編纂所の謄写本であり、これは明治年間に謄写さ れたものである。数量的にはさらに少ない。

大谷家とともに竹島(鬱陵島)渡海事業に従事 した村川家の文書は、先述した大正期の米子町誌 編纂のとき作成された謄写本の複写本が山陰歴史 館と米子市立図書館にあり、また東京大学史料編 纂所に明治に謄写されたものが所在する。現在の 村川家には古文書は何も伝来しないとのことである。

以上を踏まえると、竹島問題にかかわる日本側 主張を江戸時代の活用実績を踏まえて立論しよう と考えたとき、大谷家文書の分析は重要な位置づけを与えられることになる。したがって、川上健三は外務省職員として大谷家文書の調査分析を行うこととなった。その際、1955年の大谷家における文書調査が実地にどのように行われたかは具体的には分からない。しかしながら、1955年1月に大谷家文書を借用して東京の外務省へ持ち出した際の記録が大谷家に残されており、その借用証に列挙された古文書名と現在大谷家に伝来する古文書原本とを照合することで、間接的ながら文書調査の様子を探りうる。

## (2) 1955年に借用された大谷家文書

現在、大谷家には「外務省よりの来信書巻(昭 和二十八年)」と上書きされた茶封筒が残されて おり、そのなかに1955年1月13日付の大谷家文書 の借用証50と計43通の文書名が列挙された目録が ある。その目録内容を記載順のままに整理し、現 在大谷家に伝来する文書に振られた整理番号と対 照させ、また川上健三『竹島の歴史地理学的研究』 で引用された箇所と対照させて一覧としたのが表 1「借用文書と利用状況」である。また、上記借 用証とほぼ同時期(同年1月17日)に川上から大 谷家当主にあてられたて礼状もまた同じ茶封筒に 入れられている。おそらくは前年のうちに大谷家 における古文書の実地調査があり、その際に十分 に検討できなかったものについて借用を依頼した ものと推測できる60。一方、借用した古文書の返 却期日は正確には分からないが、部分的には外務 省の手元に複写物を残し、おおよそは半年を経て 返却されたものと思われるで。

さて、表1「借用文書と利用状況」によれば借用史料のうち実際に活用されたのは8件11点になるが、この表を参照にしつつも川上健三『竹島の歴史地理学的研究』の記載順にしたがって、大谷家文書の利用状況を確認してゆきたい。

① 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』のなかで大谷家文書が最初に活用されるのは、「第一章歴史的背景 第二節竹島に関する知見とその経営一日本人の竹島認知 (1) 文献に現れた松島・竹島」(51-52頁、およびそれに関連する65頁の注21) である。この項では、三代大谷九右衛門勝信が延宝9年(1681) に幕府巡検使に差出した請書

# 表1「借用文書と利用状況」

*	01	天和元年十二月廿三日 両島寄合についての証文	1	1-25
*	02	六月二十一日付 阿部四郎五郎より松島渡海に関する書状	1	2-5
	03	十二月五日付 宗悦より松島のみちに関する書状	1	1-10
	04	正月十六日付 荒尾修理より野鴨二対に対する礼状	1	2-48
	05	正月廿八日 山崎主馬より竹島の花入竹預入	1	2-59
	06	十二月三日 大久保和泉守より百合草みち等の礼状	1	2-41
	07	十一月廿七日 同	(1)	2-40 ?
	08	大久保和泉守より栴檀板に関する書状	1	2-40 ?
*	09	亀山勝右衛門より同	(1)	2-31
*	10	亀山庄右衛門より竹島松島産物に関する書状十三通の内	7	2-25, 2-27, 2-32, 2-33 (2-3, 2-24, 2-26, 2-28, 2-29, 2-30, 2-36)
	11	阿部忠右衛門より五月廿一日付書状 二通の内	1	2-4
	12	三月十四日付阿部四郎五郎よりの書状 四通の内	1	2-16, 2-18
	13	八月二日付 阿部四郎五郎より松島渡海の舟に関する書状	1	2-23
	14	阿部四郎五郎より御用材の事につき他所の者に関する書状二通	2	2-19, 2-20
*	15	九月五日付 亀山庄右衛門の書状 松島云々	1	2-34
*	16	九月四日付 阿部権八郎の書状 同	1	2-35
	17	正月十七日付 安養寺権〔猪〕之助の書状	1	2-60
	18	三月十六日付 大谷九右衛門 御請(七代?)	1	4-8
	19	元文六年二月勘定奉行へ廻米連中へ加への願 二通の内	1	3-38, 3-40
	20	延享二年四月 鳥府表より御尋ありし時勝房口上写	1	3-46-1
	21	みちの絵図	1	1-6
	22	朝鮮人目録 二通	2	1-32, 1-33 ?
	23	先祖より持伝書類之内目録	1	6-43
	24	寛文六年朝鮮漂流記	1	1-11 ?
	25	元禄六年殿様御用の竹嶋松島産物書上目録	1	1-30
*	26	大谷家由緒実記 上 (六代までの事)	1	1-1
	27	□(勝)房江戸逗留中願書差出し、吟味の為出頭命ぜられし時内密扣、 三冊の内	1	
*	28	元文五年四月御公儀江御訴訟之御請云々 五冊の内	1	4-23
	29	元禄六年朝鮮人召連し時扣	1	1-31
	30	元禄七歳江戸諸事扣	1	1-36
	31	大谷九右衛門船頭口上之覚	1	1-34
	32	天明五年四月 鳥府日記	1	4-27
	33	阿部四郎五郎書札写	1	5-25
	34	享保九年四月三日 口上之覚	1	3-22, 23
	35	串蚫進上の覚 大谷善兵衛	1	
		合計四十三通	(43)	

 $01 \sim 35$ は筆者の付した整理番号で、川上による借用証に添えられた文書目録の順番である。整理番号の頭に $\bigstar$ を付したものが、川上健三『竹島の歴史地理学的研究』で利用されたことが確認できるもの。文書名のあとに示したアラビア数字は点数で、もとの目録に記されたアラビア数字のままであり、( ) 書きの数字は池内が補ったものである。そののちに示した「1-25」「2-5」等々は、目録に記された文書名と大谷家文書目録を対比しながら、大谷家文書の整理番号で対応すると筆者が推測したものを記してある。

を12行にわたって引用し、その文面に「松島(竹島)」なる名は見えないものの「竹島の道筋にある小嶋」という表現で現在の竹島が記されていることを述べる。なお、この史料は大谷家文書の整理番号1-20に該当すると思われるが、表1中には見えないから借用文書のなかには含まれない。おそらくは実地調査の折に採録済みだったろうと推測される。

- ② ①と同じ項に、元文5年(1740)4月に四代目九右衛門勝房が寺社奉行に提出した「御公儀江御訴訟之御請」に関する一件書類が4行ほど引用され(52-53頁、およびそれに関連する65頁の注22)、史料文面に「松島」なる島名の現れることが提示される。この一件史料は注22によれば同文のもの5冊あるという。現存する大谷家文書に含まれる史料との同定ができないが、表1・整理番号28に現れるので借用文書である。
- ③ やはり①と同じ項、②の史料引用にすぐ引き 続いて寛保元年(1741) 6月10日付で四代目九右 衛門勝房が長崎奉行所に差出した口上書(大谷家 文書3-43か)が2行ほど史料引用されるが、これ は借用史料には含まれない。注23によると、その 典拠は『竹島渡海由来記抜書控』だともいう(52-53頁)が、これは『竹島の領有』を執筆する際に 島根県蔵史料として掲げられている。ほかにも同 文面の史料で「寛保元酉年附長崎御奉行様御役人 中様宛奉願上候口上之覚」があるが、「これは村 川市兵衛と連名のものであって、内容は全然異 なっている。」というから川上はこの史料をも実 見しているはずだが、これまた借用史料に含まれ ない。これら資料を提示して川上が述べたかった のは、いずれも史料中に「松島」なる島名が現れ るから、江戸時代日本では既に「松島」の認知が なされていたことを例示しようとするものである。

なお、『竹島渡海由来記抜書控』は先述のように『竹島の領有』執筆に際しても利用されていたが、その折には利用は一か所にとどまった。実は同一史料が大谷家文書中にもあり(大谷家文書3-32)、借用史料には含まれないが、川上『竹島の歴史地理学的研究』のなかでは以下④~⑦のように再三にわたって利用される。

- ④ 65頁注21、①~③と同じ項目における注記である。
- ⑤ 72頁 第一章・第二節一(3) 松島・竹島の 経営〔ロ〕竹島渡海免許の項、および関連する82 頁注36、83頁注38。竹島渡海免許の史料文面提示 と、その免許発給の前史についての説明である。
- ⑥ 83頁、84頁 第一章・第二節一(3) [二] 松島・竹島の経営の項。ここでは、竹島渡海免許ののち「大谷・村川両家は、その独占的事業として、船に葵の紋を打ち出した船印を掲げて、毎年交代で竹島(欝陵島)に渡航してあわびの採取、みち(あしか)の猟獲、檀木や竹の伐採等に従事し、またその渡航の途次松島(今日の竹島)にも立ち寄って漁猟に従事した」と述べる。この記述は拙稿[2014]でも述べたように、現在の日本政府見解に、ほぼそのままの表現で踏襲される。
- ⑦ 89頁、90頁は項目としては⑥と同一であるが、ここでは竹島(鬱陵島)での収獲物を幕閣に献上する点について史料引用しながら述べる。
- ⑧ 表1・整理番号26に見える『大谷家由緒実記』(大谷家文書1-1、1-2) は72頁の記述⑤と重複し、それに関連する83頁注39でも利用される。また83頁でも利用されるが、これは⑥と重複する記述である。
- ⑨ 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』第一章・第二節一(3)[ハ]松島渡海免許の項は、73-83頁の小さからぬ紙幅を使って「松島(竹島)渡海免許」の存在を証明しようとする。「松島(竹島)渡海免許」は原本も写本も伝来せず、免許に関わる史料や言及する史料は一次史料・二次史料を問わず存在しない。にもかかわらず、川上は大谷家文書中に含まれる複数の書簡類を用いて「松島(竹島)渡海免許」の存在を証明しようと試みた。

73頁で引用された〔万治3年(1660)〕9月4日付、大屋九右衛門あて阿倍権八郎政重書簡(大谷家文書2-35)は表1・整理番号16、また74頁で引用された〔万治3年(1660)〕9月5日付大屋九右衛門あて亀山庄左衛門書簡(大谷家文書2-34)は同じく整理番号15である。75-76頁で引

用された11月16日付大屋九右衛門あて亀山庄左衛門書簡(大谷家文書2-27)、77頁で引用された9月7日付大屋九右衛門あて亀山庄左衛門書簡(大谷家文書2-33)、78頁で引用された9月8日付大屋道喜あて亀山庄左衛門書簡(大谷家文書2-25)、81頁で引用された6月22日付大屋九右衛門あて亀山庄左衛門書状(大谷家文書2-32)は、いずれも表の整理番号10にみえる借用史料である。また、80頁で引用された万治2年(1659)6月21日付大屋九右衛門あて阿部正継書状(大谷家文書2-5)もまた整理番号02の借用史料である。

つまり、川上による大谷家文書調査の成果はこの松島(竹島)渡海免許の実証にあったと言えるほど多くの史料をこの項の記述に活用している。ただし、この論証が成り立たないこと、つまり松島渡海免許なるものの存在は実証できないことは拙著・拙稿で繰り返し述べてきたところである。そして、川上の調査と分析および論証にもかかわらず、現在、日本外務省は竹島領有の正当性を主張するに際して、松島(竹島)渡海免許については言及しない。

- ⑩ 89頁で引用された11月22日付(年未詳)大屋 九左衛門あて亀山庄左衛門書状(大谷家文書 2-31)は表の整理番号09にみえる借用史料、90頁 で引用される『米子村川大谷両家竹島渡海書上 写』は借用史料中に含まれず、また大谷家文書と の比定ができないが、いずれも竹島(鬱陵島)で の収獲物を幕閣に献上したことを例示するのに引 用されたものである。
- ① 表の整理番号01にみえる借用史料「天和元年酉ノ十二月二十三日付大屋九右衛門あて村川市兵衛書状(大谷家文書1-25)は92頁で引用される。それは、大谷家・村川家の竹島(鬱陵島)渡海事業における収支決算の方法を天和元年(1681)から変更したことを述べたものである。

#### 2. 大谷家文書の追加調査

# (1) 川上事務官依願ノ件

先述の「昭和二十八年」と上書きされた茶封筒のなかには、「条約一課 川上事務官依願ノ件」と青鉛筆で上書きされた封筒も封入されており、そこには外務省用箋2枚にペン書きで書かれた川

上健三からの調査依頼が記される。また、その依頼に応じた返答書面5枚(神戸移住あっせん所用箋を使用)もまた同封されており、うち3枚はペン書きで2枚は鉛筆書き、そして4枚目の裏面にもペン書きでメモが記される。これら依頼と応答の用箋に違いのあるところから見ても、東京にいた川上が関西地方の外務省関連機関の何者かに郵便で問い合わせを行い、その人物が大谷家を訪問して史料を点検しなおしたと想定できる。質疑と応答は以下のとおりである(一部省略した)。

## 「史料1] 川上健三の質問

- 一御城銀御貸についての借状 「鳥取県郷土史」 記載
- 二元文五年四代勝房御訴訟に関する扣(五冊中の 一冊借用)

竹嶋渡海制禁について元禄九年八月に鳥府で 仰渡された時の請書

# ↑◎十年とハ

元禄元年丑九月となっているが、他の扣では 何となっているか

- 三 寛保元 酉 年 六 月 十 日 付 長 崎 御 奉 行 所 宛 願 ( 同 文 、 元 文 五 年 寺 社 奉 行 宛 の も あ り )
  - この中に出てくる文字 渡海<u>制禁</u>か<u>禁制</u> \*矢印および傍線は原文のママ

[史料2] 右に対する返答

- 一「御城銀御貸についての借状」の件 (中略)
- 二元文五年四代勝房御訴訟に関する扣 竹島渡海制禁について元禄九年八月に鳥府で仰 渡された時の請書の日附は

十

『元禄元年丑九月 日』

右の通りになっております(あとから書入れた様でもなく同じ墨色で並んで記入あり) 尚、引つゞきの文で渡世之願状の日附は

『元禄十年丑九月廿一日』

とはっきり記載されてあります。

在宅の四冊中、村川の記事の記載された一冊に だけこの項あり、他三冊は省略されて見当りません。

三寛保元酉年六月十日附長崎 宛願 同年月日 差出人 宛名 すべて同じで異文の

#### (中略)

尚、元文年中の寺社奉行宛文書中、禁制及び制 禁の使ひ方は左の様になってゐます。

## 禁制

- 一元文五年申(Aと同文) 寺社御奉行様御役 人中様宛 )
- 一元文六年酉二月(御勘定御奉行所様御役人 中様)宛(Aと同文)

#### 制禁

一元文六年酉二月 御勘定御奉行所様御役人 中様 宛

乍恐御改奉申上候口上覚(ABと全く異文)

さて、[史料1] [史料2] が大谷家に伝来することについての穿鑿を脇に置き<sup>8)</sup>、川上が何を気にかけていたか考えてみたい。

川上は三項目に分けて質問を行い、返答もそれに対応して三項目となっている。最初の質問は、竹島(鬱陵島)渡海に際して鳥取藩が大谷家に資金貸付を行ったことについて『鳥取県郷土史』(1932年、鳥取県)にはどのように記載されているかを問うたものであり、返答書面の1枚目から3枚目にかけて長文の史料引用がなされるが、[史料2]では省略した。

二つめの質問は史料上での年代表記についての確認であるかのように見えるし、返答者も質問の意図をそのように把握して返答している。また、三つめの質問は史料中にみえる用語「制禁」「禁制」が統一的に使用されているのか、あるいは文脈に応じて異なる意味合いで用いられているのか、用語法についての質問のように見える。そして返答者も、質問の意図をそう解釈して返答している。しかしながら、川上の意図はそうしたところには無かったに違いない。

おそらく二つめの質問は年代表記の確定に意図があったのではなく、「竹嶋渡海制禁について元禄九年八月に鳥府で仰渡された時の請書」について調べさせるところに意図があっただろう。そして三つめの質問も、「制禁」「禁制」の用語法の違いを調べさせたかったのではなく、「制禁」「禁制」なる語が現れる前後の文章表現を調べ上げて報告させたかったのではなかったか。二つめの質問も実際の関心は「制禁」にあることは、挙げられた史料名からも見当がつく。ここでも「制禁」なる

語の前後に並んだ文言を知りたかったのではなかったか。

川上の問いに対する返答([史料2])が川上の手元に届いたか否かに関わらず、川上が「制禁」「禁制」の用語法の違いに無頓着であったことは、『竹島の歴史地理学的研究』における「制禁」「禁制」および類似する用語「禁止」が実際に使われた様子を見れば明瞭である。表2に示したように、同書中における用例では「制禁」は191頁の一か所のみであり、しかも引用史料中の文言である。それ以外は「禁制」と「禁止」が8か所ずつで同数である。そして「竹島への渡海が禁制され」「竹島への渡海が禁止され」が混在する以上、二つの語に使い分けがあったとは到底考えられない。

繰り返しになるが、川上は「制禁」「禁制」の 用語法の違いを知りたかったわけではない。川上 が「本当に知りたかったこと」は、実は返答者に 知られたくない事情が川上にあったのではなかっ たか。だから彼が「本当に知りたかったこと」を 直接的に問うのではなく、「制禁か禁制か」が史 料上にどう現れているか調べさせることを通じ て、彼が「本当に知りたかったこと」を第三者に 知られることなく確認したかったのではなかった か。そして返答は、おそらく川上を満足させるも のではなかった。川上の質問を表面的にしか把握 できなかったからである。

## (2) 採用されなかった史料

右の質疑で川上が何を知りたかったか。それを 見究めるカギは表1にある。

表1「借用文書と利用状況」にみえる43点の史料は、わざわざ借り出して半年以上も川上の手元にあった史料であり、重要箇所は複写したともいう。したがって、借り出した資料の全点について、川上はひととおり目を通したと考えるのが素直だろう。そして、8件11点のみが『竹島の歴史地理学的研究』に盛り込まれ、そこに書かれた内容が竹島を日本領とする日本政府見解を基礎づけた。

さて、大谷家から借り出して東京の外務省に保管され、川上もまたおそらくは通読したに違いないが、『竹島の歴史地理学的研究』に反映されなかった史料のひとつに次の[史料 3 ]がある。表1の整理番号19にあたる。

### 表2「制禁と禁制」

元禄九年(一六九六年)正月二十八日には、幕府は竹島(欝陵島)への渡航禁止措置を決定するが、この措置 と関連して… (p.53)

…この書物が幕府によって竹島渡航が禁止された後における編著であるにもかかわらず… (p.54)

このように、諸文献からみて、わが国では元禄九年(一六九六年)の竹島渡航禁止以前はもちろん、その以後においても、… (p.56)

…元禄九年(一六九六年)には、幕府は竹島への渡海禁止を決定するに至るのである。(p.93)

これを要するに、幕府の竹島渡海禁制以後、朝鮮国政府としては同島を自国領土としての認識のもとに、… (p.177)

竹島渡海禁制以後の欝陵島に対する朝鮮国政府の統治と経営が、上述のとおりであったとすれば… (p.181)

…他方、元禄九年 (一六九六年) の幕府の竹島 (欝陵島) 渡海禁制以後、明治時代の初期に至るまでの間に… (p.190)

ただし、竹島への渡海が禁制された後でも松島(今日の竹島)への渡海が禁止されたわけではなかったことは、元禄九年正月廿八日付の竹島渡海禁制に関する奉書に「向後竹嶋え渡海之儀制禁可申旨被仰出候云々」とあって…(p.191)

…八右衛門は、石州浜田浦の回船問屋会津屋清助の子で、禁制を冒して竹島(欝陵島)に渡り密貿易を行ったというかどで… (p.191)

…竹島渡海禁制後の著作である宝暦年間(一七五一一六三年)の… (p.191)

竹島渡海禁制 (p.192に二ヶ所)

元禄九年(一六九六年)、幕府によって欝陵島への渡海が禁止された後の竹島の開発・経営については、その事実を示す積極的証拠はこれまでのところ見出されない。…欝陵島渡海禁止後は、たんに無人の孤島たる竹島の局地的な開発としての意味しかなくなったため、これに関する資料が乏しいのは当然である。しかしながら、天保八年(一八三七年)の八右衛門の竹島密貿易事件の判決等からみても、今日の竹島への渡海が禁止されていなかったことは明らかであり、… (p.276)

[史料3]

(貼紙・異筆)

「七代勝房代 一通

元文六年二月付、御勘定御奉行へ口上之覚 「長崎貫物割符並に御廻米船借り連中御加え ニヶ条御頼」「3-38」」

乍恐御断奉申上候口上之覚

一此度従国主之御作舞を以、御公儀様江乍恐私共 御歎キ之願書奉差上候、先以御奉行様江御取上 被為遊被下候御儀、難有仕合ニ奉存候、然者国 主より御公儀様江被為仰上候上、至極被入御念 候得而、段々と私共手前御吟味之御事ニ御座候 趣、其方共御公儀様江奉差上候御願書ニ何と奉 申上、御憐愍之筋不相見候、然上ハ②以前之通 竹嶋松嶋両嶋之渡海を御願奉申上内存ニ而有之 哉と御尋御座候、依之私共申上候ハ、全以前之 通両嶋之渡海之儀奉願候儀ニ而ハ無御座候、嶋 渡海之儀者先年御制禁ニ被為仰付候上、重キ御 事ニ御座候得者、此段無是悲仕合奉存候、然共 台徳院様御代元和四年より 常憲院様御代元禄年中迄御太恩之御威光を以両人之者共取続渡世仕来候処ニ右之仕合御座候得而、及大困窮至極難儀仕候ニ付、不顧恐御歎之御願申上度奉存候、天道ニ相叶万一御憐愍之筋相下り申候節ニ至、御役所様より私共江存寄之儀も有之候哉と御尋之首尾も御座候ハ、、乍恐助長崎貫物之割符并御廻米之船借り連中江御加江被為遊被下置候様ニ御願申上度奉存上候、書付を以則国主江申上候趣ニ而御座候、乍恐一重ニ御慈悲相下り候様ニ奉願上候、以上

元文六年酉二月

伯耆米子之町人 大谷九右衛門(印) (大谷家文書3-38)

\*下線は引用者。以下同様。

右の史料は、元文6年(1741)に4代目大谷九 右衛門勝房が江戸幕府勘定奉行にあてて家業の保 障を求めて訴えたときの書面である。元禄9年 (1696)1月28日付の元禄竹島渡海禁令によって 竹島(鬱陵島)渡海事業に終止符を打たれた大谷 家としては、何とかして家業の再生産を保障する 措置を求めたく思い、元文5年にも寺社奉行・長崎奉行にあてて訴えを起こしている(拙著[2016])。元文6年の動向もそれと一連のものとみてよいだろう。そこでは竹島(鬱陵島)渡海事業の復活ではなく、まったく異なる事業としての「長崎貫物之割符并御廻米之船借り連中」(右史料傍線部®)への加入を求めるものであった。

この史料で注目したいのは傍線部②である。勘定奉行から「以前のとおり竹嶋松嶋両嶋の渡海をお願い申し上げようという心づもりなのか」と尋ねられた大谷九右衛門は「以前のとおりに両島渡海のことをお願い申し上げるのでは全くありません。島への渡海は先年御制禁に仰せつけられましたし…」と返答したというのである。ここで「竹嶋松嶋両嶋の渡海」「両島渡海」ときて「島への渡海は先年御制禁に仰せつけられました」とされる以上は、最後に出てくる「島への渡海は先年御制禁」にいう「島への渡海」は明らかに「竹島松島両島への渡海」を指すから、「島への渡海は先年御制禁」というのは「竹嶋松嶋両嶋の渡海の御制禁」のことである。そして、この御制禁とは元禄竹島渡海禁令を指す。

先述したように、川上は、元禄竹島渡海禁令の 文面には竹島 (鬱陵島) 渡海を禁止するとのみ記 されていて松島(竹島)渡海禁止は明示されてい ない以上、元禄竹島渡海禁令ののちも松島(竹島) への渡海は継続された可能性があると主張した。 しかしながら、元禄竹島渡海禁令は、「竹島(鬱 陵島)は鳥取藩領ではない」「松島(竹島)は鳥 取藩領ではない」とする元禄9年1月23日付鳥取 藩返答書を踏まえて出された法令である以上、禁 令の文面には「松島(竹島)渡海禁止」が明言さ れていなくても、それが含意されていることは確 実である。そのうえ幕閣も大谷家当主もともに元 禄竹島渡海禁令は「竹島松島両島渡海禁制」と理 解していたことが明らかである(拙著[2016])。 右の[史料3]は、幕閣も大谷家当主もともに元 禄竹島渡海禁令を「竹島松島両島渡海禁制」と理 解していたことを教えてくれるもう一つの証拠で ある。

おそらく [史料3] を見た川上は、ほかにも同様な史料があるかないか、とりわけ容易に目につくようなところに含まれていて見過ごしていたりはしないかが気がかりとなったに違いない。それ

は、彼の元禄竹島渡海禁令解釈を否定するものであり、17世紀末には竹島が日本領ではなかったことを幕閣も渡海事業者たちも認識していたことを示す史料である。

遅くとも17世紀半ばには日本の竹島に対する領有権は確立し、それは1905年の竹島日本領編入の閣議決定まで連綿と続いていたと論じたい者たちにとって、[史料3] はまことに厄介な邪魔ものであった。ほかにさらに厄介で危険な史料が隠れてはいないだろうか。これが川上の懸念であった。それを誰かほかの人物に確認してもらうのに、よもや「竹島松島両島渡海禁制」なる語はほかに出てくるか、などとは聞けなかっただろう。それで「制禁」「禁制」なる用語はほかの史料でどのように出てくるか、という問いのかたちになったのである。

そして川上は [史料3] を葬り去ることとし、 『竹島の歴史地理学的研究』では、元禄竹島渡海禁令の文面には「竹島(鬱陵島)渡海禁止」とし か書かれていないと強調したのである。

#### おわりに

竹島領有権にかかわる日本政府見解は、その学問的根拠をいまだに50年前の川上健三『竹島の歴史地理学的研究』に負っている。その後の研究が、川上の見解が成り立たないことを様々な点で立証しているにもかかわらず、日本政府見解は相変わらず川上見解を出ることがない。

本稿でとくに問題としたのは、日本外務省のパンフレット『竹島 10のポイント』がいまだに「日本は17世紀末、鬱陵島への渡海を禁止する一方、竹島への渡海は禁止しませんでした。」と主張する点である。これもまた川上健三『竹島の歴史地理学的研究』に依存した見解である。

近年の研究にしたがえば、17世紀末の元禄竹島渡海禁令では、竹島(鬱陵島)だけでなく松島(竹島)も渡海禁止の対象とされたことははっきりしている。それは、禁令の成り立ちから論証できるだけでなく、禁令後の幕閣・大谷家当主双方が「竹島・松島渡海禁制」と呼んでいた史料が存在するからである。そして、川上健三は、大谷家文書の原本調査を通じて、『竹島の歴史地理学的研究』の書かれた当時から、元禄竹島渡海禁令が竹島(鬱陵島)・松島(竹島)両島渡海禁制である

ことをおそらく把握していたに違いないのである。本稿で述べ来ったように、川上が調査した大谷家文書の目録と『竹島の歴史地理学的研究』で活用された史料とを比較検討すれば、元禄竹島渡海禁令が竹島(鬱陵島)・松島(竹島)両島渡海禁制であることを示す史料を入手しておきながら黙殺し、まるで逆の主張を行っていたことがはっきりするからである。

竹島領有権にかかわる日本政府見解は、こうした仕事に依拠してできあがっているのである。

#### 注

(1) 新鳥取県史編纂事業による鳥取県史資料編〈西伯耆編〉を編纂する過程で、同編が収録対象とする米子市域で江戸時代まで活動の跡を遡りうる旧家の史料所在調査を行った(2014年2月)。大谷家はそうした調査対象の一つであった。筆者は、鳥取県史編さん室職員二人とともに大谷家の資料調査に同行し、大谷家御当主とも直接にお話をして伝来の資料を拝見するとともに資料の写真撮影を行った。その折に、研究のために大谷家伝来の史料を活用することについてご快諾を得るとともに、今後における史料の公開に関わって検討を重ねてゆくことについてご相談にあずかった。

なお、「大谷家」は、文献史料上は再々「大屋家」とも記されるから、もともとは「おおや」だったのだろうが、現在の大谷家では「おおたに」とおっしゃっている。

(2) 大谷文子編『大谷家古文書』(一九八三年、私家版)の22-24頁に、以下の記述がある。

昭和二十九年十二月十七日、突然、外務省神戸出先機関の移民斡旋所長の入江氏が来訪され、竹島問題に関して、大谷古文書の調査をしに外務省の係官が来るので協力してほしいとの要請があった。年が明けて三十年一月十二日に、外務省事務官川上健三氏と入江氏が来られ、早速古文書をひろげて調べにはいられた。川上事務官は翌日も来られて、参考資料にする為しばらく借用したいと申し出られ、四十三通を持ち帰られた。略意を書いた附箋がついていたので調べ易かったとの書状を頂いたりして、この古文書は八ヶ月後に丁重な礼状と共に送り返され、韓国側が当局の動きに神経を尖らせているので、此の度の調査の事は他言しない様にとの御注意があった。

(3) 竹島(鬱陵島)渡海の濫觴は往々にして「大谷 甚吉」に求められ、それが大谷家の先祖としてこ れまで理解されてきた。

たとえば、川上健三『竹島の歴史地理学的研究』は、「…元和四年(一六一八年)に竹島(欝陵島)渡海を免許された大谷甚吉の子孫、三代目九右衛門勝信が延宝九年(天和元年=一六八一年)に幕府巡検使に差出した請書にも…」(51頁)とか「…伯耆国米子の町人大谷甚吉、村川市兵衛は、藩主松平新太郎を通じて幕府から竹島(欝陵島)渡海の免許を受け…」(71-72頁)、「…米子で廻船業を営んでいた大谷甚吉は、元和三年(一六一七年)越後からの帰帆の途次難風に遭って竹島(欝陵島)に漂着し…」(72頁)などと記し、その後の研究もおおむね川上の記述にしたがってきた。

しかしながら大谷家の由緒書にしたがうと、大 屋甚吉は大谷家の系譜上では実は傍流に位置する。大谷玄蕃実貞(米子大谷家初代の父)は、伯 耆国会見郡小鷹城主杉原盛重に補佐して仕える武 士であったが、盛重没後に杉原家が分裂して騒動 となり、大谷実貞も討ち死にした。大谷実貞には 幼い男子が二人あり、実貞の甥大屋甚吉が二子を 守るのに米子へ移住したという。その二子のひと りが米子大谷家初代の大谷九右衛門尉勝宗とな り、大屋甚吉は「竹島渡海開祖」として位置づけ られた。大谷勝宗には武家として再興する意思が 残っていたので、甚吉をして竹島渡海免許の出願 をさせ、また由緒ある「大谷」の代わりに「大屋」 と名乗らせたとする。

以下に、大谷家に伝わる由緒記(『大谷家由緒 実記』)の冒頭から竹島渡海が禁止された元禄の あたりまで、途中を割愛しながら引用しておく。

予カ先祖元和田姓ノ末流也、往古兵火ニテ系図 焼失ス、尤中古ヨリ家系近代迄有之所、享保三 年戌十二月廿七日夕、土蔵焼失シテ再系図ヲ始 其外書類殆ント絶タリ、尤但州大屋谷ニ引籠リ 隠士ト成ル濫觴并ニ杉原家ヨリノ召ニ応シ出仕 ス由緒等、漸ク過去帳ノ裏ニ書顕有之、尚焼ケ 残リノ書記或ハ先祖ヨリ言伝等分明成ル事共ヲ 集メ当家世代ノ片脇ニ荒増シ書顕シ置者也、

## 和田九右衛門良清龍眠院

和田一族、応永乱ニ悉ク衰微ス、剰へ良清幼時 父ニ別レ殆ント隠遁ノ身トナル、于時文正頃前 福島家旗下ト成、於木曽三千貫文之食地配分暫 ク勤仕中、福島氏陰謀ノ企因有之、良清強諫セ ル故却及危急、累代ノ主従ニテハ無之、暇乞捨 ニテ立去リ、但州大屋谷ニ蟄居ス、後チ杉原氏 懇望之旨使者雖至来、難仕二君及断之所、播磨 守直召ニ因テ嫡孫玄蕃ヲ差出ス、尤古主ヲ憚リ 本姓和田ヲ除キ蟄居地名ヲ取リ大谷玄蕃ト号 ス、客分ニテ家老ノ上ニ立ツ、良清永順ハ弓矢 ノ道ヲ絶チ父子月花ヲ友トシ光陰ヲ送ル、良清 齢尽キ、則大屋谷ニテ卒去ス、永順薙髪シテ山 遊ト改、伯州会見郡小鷹ニ蟄居ヲ移ス、

#### 和田瀬兵衛尉永順 高樹院

永順ハ父良清卒テ後薙髪シテ山遊ト号ス、実貞 好ニ任セ小鷹ニ移居ス、永禄四年辛酉正月廿六 日卒ス、同所浄土宗源光寺ニ葬ル、則石碑有ル、 大谷玄蕃実貞 松柏院

実貞ハ但馬国大谷ヨリ伯耆国会見郡小鷹城主ノ 召二因テ出仕、于時杉原家宗領短命ニテ卒ス、 嫡男幼年ニテ末家成レ共同苗播磨守勇名有之 故、吉川元春ノ吹挙ニ因テ則家督相続ト成リ、 実貞補佐ス、盛重勇将ナル故威風関東西ニ独歩 ス、惜哉程ナク盛重卒去ス、男子二人有之、跡 目争論ヨリ事起リ終ニ杉原家滅亡ス、濫觴ハ同 役何某謀叛ニ因テナリ、則玄蕃実貞八幡社傍ニ テ討果、其身討死致シナハ杉原家再建無覚束、 依之乱軍打破リ、再但州大屋谷二蟄居ス、于時 杉原家血脈殆ト絶タリ、誠二武運拙ク我々整ノ イ企画ヲ致シ先祖ノ英名ヲ汚スヨリハト一族再 武ノ思殆ト絶タリ、因之玄蕃ニ幼男子両人有之、 甥甚吉右二児ヲ守護シテ伯耆国米子ニ引越居住 ス、実貞元和二年仲秋未七日大屋谷ニテ卒去ス、 法名松柏院、則高野山地宝院二霊牌日牌寄付有 之也、其頃雖富家ト無業ニテハ往々難叶、右甚 吉廻舩ヲ業トス、于時元和三年越後国ヨリ帰帆 之砌、風ト竹嶋工漂流、甚吉全島巡見ス、所朝 鮮国相距コト四五十里、人家更ニ無之空居之島、 所務有之故、渡海勝手ト相考へ漸ク湊山下ニ帰 帆ス、于時因伯御太守新太郎光政公御幼稚ニテ、 米府為御城代安倍四郎五郎公御越之砌ニテ、早 速御注進申上所、則甚吉江府江御召、御詮議之 上元和四年竹嶋渡海御免ノ御奉書頂戴、難有渡 海致ス所、元禄九年御制禁、右濫觴ハ在別記、 粗ホ勝房カ座ノ脇ニ書顕有之故略ス、全ク竹島 渡海開基ハ甚吉ナリ、年経テ竹島ニテ病死ス、

則彼島ニ石碑アリ、浄本ト号ス、後チ竹島院ト贈号ス、世代同様不可怠供養、于時実貞二人ノ幼男成長シ、宗領九右衛門勝宗・二男兵左衛門ト号シ、同人ハ隣町ニ別家ヲ致ス者也、

大谷九右衛門尉勝宗 竹有院 寛文二年寅十二月 廿一日卒、九十七歳

於米府大谷家元祖是也、竹島渡海開祖勝宗甥甚 吉也、具二前二書顕有之略ス、尤竹島渡海村川 差加ル由緒ハ、勝宗故有テ時々御城代エ任ス、 村川市兵衛儀モ由緒有テ毎々於安倍御館ニ参会 ス、或時四郎五郎君勝宗ヲ召サレ、甚吉ヨリ御 訴訟申上、竹島渡海村川差加呉候様御取持ニテ 則市兵衛連名シテ及出願、尤勝宗名前差出可然 旨安倍公ヨリ御進メ被成候得共、勝宗未夕再武 ノ志有之故、達テ御断申上ル、則安倍君御帰国 之砌市兵衛・甚吉両人御召連被成、則江府相詰 御訴訟申上之所、竹島渡海不可有異儀之旨、御 老中ヨリ因伯御太守新太郎光政公江御奉書以被 為仰出、甚吉竹島開基故、右之御奉書頂戴仕、 則渡海中手前致所持全於戦場不異、為一国伐従 誠空居島見顕、日本土地ヲ廣メ、御式帳戴之段 抜群之可為功之旨、因茲両人共九年振リニ壱度 宛参勤独礼御目見被為仰付、并二御時服・御尉 斗目拝領、渡海舩ニハ御紋之舩印等拝領、具別 記ニ有リ、如前記勝宗再武ノ志有之故発願ヨリ 甥甚吉名前差出、其身ハ隠士タリシニ惜哉甚吉 於竹島ニ病死ス、故無拠勝宗自身ノ名前ニテ諸 事相勤、尤甚吉儀部屋住、殊更年来商売体業ス、 村川ハ年長、其上本苗浪人立居申故、筆頭書載 御訴訟申上故、渡海御免御奉書ニモ村川市兵 衛・大屋甚吉ト有之、尤勝宗名前差出ニ於テハ 当家竹嶋開基ト云、筆下ニ有付筋毛頭雖無之、 商民ニ下リ今更無益事聊不申発、因茲和田勿論 中古ヨリ大谷マテモ秘シ甚吉同様大屋九右衛門 ニテ継目御目見申上者也、末世子孫迷トモ可成 筋故豫テ為心得書顕置也、

于時西御本丸御入用御材木御用被為仰付難有奉 畏、寬永十五年寅二月、右御用木献上、両人共 参府、則御目見被為仰付、首尾能相勤、大猷院 様御代之御事也、付リ、西御本丸御書院床板并 二御書棚板至テ今竹嶋栴檀卜云々、御用木献上 之時御紋之差札至今所持仕居申事、

一竹嶋渡海発願如前記勝宗再武有之故、其身名前 不出、甥甚吉願主ト成ル、則御奉書写左之通、 従伯耆国米子竹嶋先年舩相渡之由候、然者如其 今度致渡海度之段、米子町人村川市兵衛・大屋 甚吉申上候付而、達上聞候之処、不可有異儀之 旨被仰出候之間、被得其意、渡海之儀可被仰付 候、恐々謹言

元和四年戊午 五月十六日

永井信濃守 尚政 井上主計頭 正就 土井大炊頭 利勝 酒井雅楽頭 忠世

松平新太郎殿

(中略)

大谷九右衛門勝房 貞光院 宝暦四年戌閏二月廿 四日卒

勝房七歳ノ時父勝信卒ス、別家藤兵衛後見ス、元禄六年江府工相詰申様被仰出、勝房未幼年二付後見ノ藤兵衛則為九右衛門ト差出様被仰付、奉畏翌七年戌春、藤兵衛仮二九右衛門ト名乗り致参府、三月廿八日例之通御目見被為仰付、首尾能相勤、則御殿中先格之通詰所蘇鉄間也、其節相勤御屋鋪方左之通

大久保加賀守 阿部豊後守 戸田山城守 土屋相模守

右御老中

柳沢出羽守 牧野備後守 右

秋元但馬守 加藤佐渡守 内藤丹波守

松平弾正尹 右若年寄 久世出雲守 右御奏者

相模守其節御在江戸二付、同四月御目見被仰付首尾能相勤、其節之御役人様方左之通、

御家老荒尾志摩様御参府中

御聴役 吉田平馬 同 太田次左衛門 同 高木太左衛門

御奏者 岩越次郎兵衛

元禄七年、如例竹島渡海致所、彼島唐人大勢参 リ居申体、渡海舩中少人数ニテ無拠帰朝、其旨 御達申上ノ所、伯耆守様ヨリ御公儀工御注進、 御評議之上、其翌八年渡海舩中鉄砲・鎗・刀御 免、御威光ヲ以致渡海之所、去年ヨリ亦唐人大 勢竹嶋雖参居申、押而此方之舩港工漕入タリ、 俄ニ唐人乗舟同島大坂浦ト申所江退ク、于時唐 人両人陸ニ相残、一人通辞有之、舩頭共打寄遂 吟味処、不埒之申分ニテ不得止コト、則唐人両 人召捕乗舩、隠岐国迄帰帆、同所御出張御役人 御穿鑿ノ上、津々浦々引舩御差出、御手当厳重之事也、無程米府湊帰帆致ス、則伯耆守様工御達申上、追々江府御注進、暫時勝房宅工唐人御預、其後鳥府為召、舩頭・水主共召連、勝房後見藤兵衛致出府、唐人道中為警固、江州君組士之内加納郷右衛門・尾関忠兵衛出府之事、則於鳥府御吟味之上、唐人江府工為召、御穿鑿相済、長崎迄御指下、長崎ヨリ順々御送帰ト成ル、元禄九年春、竹嶋渡海御禁制之旨、御老中様ヨリ因伯御太守伯耆守様工御奉書至来、其写

先年松平新太郎因州伯州領知之節相窺之、伯 州米子之町人村川市兵衛·大屋甚吉竹嶋江渡 海至于今雖致漁、向後竹嶋江渡海之儀制禁可 申附旨被仰出之候、可被存其趣候、恐々謹言 元禄九年正月廿八日

> 土屋相模守 政直 戸田山城守 忠昌 阿部豊後守 正武 大久保加賀守忠朝

#### 松平伯耆守殿

伯耆守様ヨリ右御奉書ヲ以竹嶋渡海御制禁被仰渡、無是非御請申上ル、右制禁濫觴ハ先達テ連帰唐人御送帰以後、朝鮮国王ヨリ竹島儀唐土地相違無之由通達有テ頻ニ懇望、因茲噯相成、国王ヨリ竹嶋之儀従往古日本ノ御支配相違無之旨、則証文御取付被遊、其上ニテ朝鮮国エ御預相成故、私共竹嶋渡海御制禁之事、

付り、当時ノ御威勢ハ中々以朝鮮国王懇望タリ共容易ニ御任セ被成間鋪モノヲ、乍恐常憲院様御代柳沢一件ニテ其頃御静謐不成時節彼是折悪敷故、御制禁被仰出トカヤ、惜テモ有餘ト先祖ヨリ聞伝書載ス、

于時勝房竹嶋渡海御制禁以後家業ヲ失ヒ、雲州 エ立去願差出所、公方様エ名前達タル者他所エ 難被遺、追而可被為在思召間、他国エ出ル事御 差留之旨被仰出、則先当時為取続料米子御城下 魚鳥問屋座口銭九右衛門一人之家禄被仰付置 旨、当所御城主荒尾成倫様御書判被為置御奉書 ヲ以被為仰付、重々難有御請申上、則永米府家 続誠ニ本源院様御厚恩堅不可忘却、尚右奉書至 子々孫々迄大切ニ守護可致事、是全先祖竹島渡 海開基ニ因ル由緒ナリ、偏ニ公方様御餘光故ト 難有奉存旨、勝房寛保年中江府工相詰メ罷在節、 寺社奉行様工具ニ奉達御聴候所、尤ノ御仕向ト 御意被為成候御事、

(以下略)

(大谷家文書1-2\*)

- \*古文書の整理番号は、大谷文子による整理番号にしたがった。以下同様
- (4) いわゆる竹島渡海免許は老中連署奉書であり、 そこに署名した4人が揃って老中であるというの は元和8年以後なので、元和4年の発給というの はあり得ない。関連する対馬藩政史料との比較検 討や藤井譲治による老中連署奉書の年代比定の研 究を参考にして、筆者はこれまでこの免許の発給 時期を寛永元年(ないしは2年)と推定してきた。
- (5) 借用証は外務省用箋(罫紙)に記されたもので、 以下の通り。

借用証

左記の通り借用致しました 昭和三十年一月十三日 外務省条約局第一課

外務事務官 川上健三

大谷弘様

(6) 礼状ははがきで、あて先は大谷弘様、差出は外 務省条約局第一課川上健三となっている。消印は 昭和三十年一月十七日で、(東京) 芝 (郵便局) の もの。文面は以下の通り。

先日来、一方ならぬ御世話に預りました。貴重な御先祖の記録を心よく拝見させてくださいました上、拝借までできて心より御礼申しあげます。十分注意して保管致しますから、しばらく拝借させて頂きたく存じます。また何かと不明の点について御教示頂かねばならぬと存じますが、何卒よろしく御願申上げます。

先は取あへず御禮まで

(7) 外務省用箋に記された次の書面が大谷家に残されている。

酷暑の折柄いかがお過ごしですか。

貴重な御資料を長期に亘って借用いたし申訳なく存知でおりますが、文書中の重要個所の複写も数日中に終了する手筈になっていますので、終り次第早速返却いたします。

右とりあえず

昭和三十年七月二十六日

外務省アジア局第五課

大谷弘様

(8) [史料1] が大谷家に伝来することについての 説明は不可能ではない。川上の意向を受けて大谷 家を訪問した何者かが、その来訪理由を提示する のに川上の書面を差し出すことはありうるからで ある。しかしながら、返答書面たる[史料2] が 大谷家に伝来する理由はなかなか説明しづらい。 それが返答書である以上は、川上の手元に送られ なければ意味がない。果たして川上は返答を見な かったのだろうか。

#### 参考文献

- 池内敏 [2014] 「竹島領有権の歴史的事実にかかわる 日本政府見解について」『日本史研究』622
- -----[2015]「「竹島は日本固有の領土である」論」 『歴 史評論』 785
- ----- [2016] 『竹島 もうひとつの日韓関係史』中 公新書2359